

山口県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第8の規定に基づき、評価調査者養成研修等の実施内容及び実施方法等を定めることにより、評価調査者の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(研修の実施方法)

第2条 評価調査者養成等に関する研修は、次に掲げる評価の区分ごとに、それぞれ以下のとおり実施するものとする。

(1) 第三者評価

ア 評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）

県が山口県福祉サービス第三者評価機関認証基準5の(1)に定める者を対象に、別添1のカリキュラムに基づき実施するものとする。

イ 評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）

県が養成研修修了者を対象に、別添2のカリキュラムに基づき実施するものとする。

なお、受講手続き等について、次条以下に定める。

(2) 外部評価

指定研修機関が別添3のカリキュラムに基づき実施する。

(受講手続)

第3条 県は、研修を開催する場合には、ホームページ等により研修日程及び研修内容、費用負担等の研修の案内を行う。

2 養成研修の受講を希望する者は、受講資格を証する書類を添えて、受講の申込みを行う。

3 県は、養成研修申込者の資格審査を行った上で受講の承認又は不承認の決定を行い、その旨を申込者に通知する。

(研修の実施)

第4条 研修は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者養成研修を修了した者を講師として実施する。

2 受講者は、研修に係る実費相当額を負担する。

(研修の修了)

第5条 受講者は、研修カリキュラムのすべてを履修して研修を修了する。

(修了者証の交付)

第6条 県は、養成研修の修了者に修了者証を交付する。

(研修の効果)

第7条 養成研修の修了者は、県が認証した評価機関に所属した場合、第三者評価の評価調査者として評価業務を行うことができる。

2 養成研修修了者が、3年以上評価業務に従事しない場合は、研修修了者としての資格を失う。

(研修修了者名簿の作成)

第8条 県は、養成研修修了者の名簿を作成し、これを管理するものとする。

2 県は、養成研修修了者の氏名、評価機関への所属の有無についてホームページ等で公表を行うものとする。

(その他)

第9条 この要領の実施について必要な事項は、実施細則で定める。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月30日から施行する。